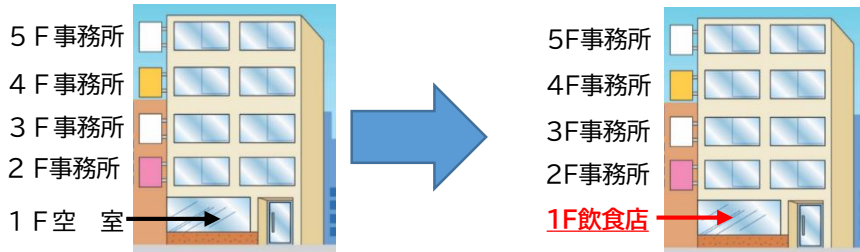


テナント入居をお考えの方へ

テナント入居や建物の増改築により、**知らないうちに消防法令違反**となる場合がありますので
事前に消防本部予防課へ相談してください。

★消防法令違反の例



事務所ビルの空きテナントに不特定多数の方が利用する飲食店や物品販売店舗が入居すると、自動火災報知設備が必要となる場合があります。

★消防法令に違反した場合

①違反対象物を公表します

小山市ホームページ等に建物の違反情報を掲載し、建物利用者に危険性を公表する場合があります。

②行政処分の対象となります

消防法に基づく命令や告発による罰則を受ける場合があります。また、命令を受けると建物の出入り口に危険を知らせる標識が設置されます。



★必要な届出

店舗や飲食店などを新たに始める場合、『**防火対象物使用開始届出書**』を使用開始する**7日前**までに予防課に届け出る必要があります。

予防課への相談、届出なく使用を開始した場合、消防法令違反に気づかず、結果的に大切なお客様や従業員を危険な建物に招き入れることになってしまいます！



小山市消防本部 予防課 予防係
TEL : 0285-39-6657
FAX : 0285-31-0182



さらに詳しい情報については左のコードを読み取ってアクセス！

●検索サイトでもアクセスできます